

エコラン大会参加サポート 規約

第1条 名称

大会に参加する本団体の名称を「エコマラソン長野2015」とする。

第2条 趣旨

燃費の極限を追究するために長野市内および県内には、中学生チームをはじめいくつもの団体がエコカー作りに取り組んでいます。中でも、中学生が材料調達からエンジン組み立て、車体の溶接、大会出場までを自分たちの技術を向上させながら取り組む姿は、新聞・テレビなどでも大きく取り上げられてきました。また、高校、高専や社会人のモノづくりにかける情熱や環境保全につながる活動は、多くの市民の共感を生んできました。このような地域は全国でも特徴的といえます。

長野市では、学生たちのエコカーの活動をきっかけに、貴重な石油資源の有効活用と地球温暖化防止を実践していこうと、2007年より『エコマラソン長野』大会を開催し、多くのチームと市民のご参加がありました。中学、高校、高専の生徒・学生達と、それをサポートする社会人や地域との交流を図り、地球温暖化防止活動の実践を広く普及・啓発しています。

一方で、科学技術に興味関心の高い中学・高校生たちにとって、所属する学校でエコカー活動が行われない場合、エコカー作り等の活動に取り組むことは難しい状況があります。そこで、長野市を中心とした中学生・高校生がエコカー作りを進めたり、大会に参加したりすることをサポートしていきます。

第3条 サポート内容

- (1) 大会参加者及び参加チームのバス移動の手配、エコカー運搬の手配
- (2) エコカー製作へのアドバイス
- (3) 出場に関する大会参加費、旅費・交通費、運搬・梱包等に関する費用の集金、支払い

第4条 参加対象者および参加資格

- (1) 参加する大会の趣旨に賛同し、本規約の定めに同意し従える方
- (2) 参加者の区分は、全国レベルのエコカー大会参加者及び参加チーム、引率者、ボランティアスタッフ（エコカー運搬のためのトラック運転等）とします。
- (3) 大会への参加者の全てには「参加同意書」へサインをしていただきます。未成年の方は、参加同意書の中にある「保護者記入欄」に、保護者の同意が必要となります。また、未成年者が参加する場合、参加者の保護者及び参加チームの代表の保護者一人以上が引率として参加することを必須とする。

- (4) 出場に関する大会参加費、旅費・交通費、運搬・梱包等に関する費用と作業は、参加者が負うものとします。費用の集金額と集金方法は後日参加者へ連絡します。参加者の費用の紛失等の金銭にまつわるトラブルに関しまして主催者は一切の責を負いません。ただし、ボランティアスタッフは出場に関する大会参加費、旅費・交通費、運搬・梱包等に関する費用について必要としないこととします。また、チーム参加の場合、代表の保護者の費用は必要とせず、参加者のみの費用負担とします。未成年者が個人で参加する場合は、参加者だけでなく保護者の旅費・交通費も必要となります。
- (5) 主催者は、傷病および事故等に対応する保険にはいっさい加入していません。参加者及び参加チームごとの対応をお願いします。また、参加者ごとに救急箱等のご用意と万が一の怪我等に対する準備をお願いします。参加者及び参加チームの大会中での事故やトラブル、バスでの移動・輸送・展示中のあらゆる事故、故障等に関しまして主催者は一切の責を負いません。

第5条 運営場所および期間

- (1) 参加する大会は、2015年Ene-1GP全国大会『ツインリンク茂木』（栃木県茂木町）とします。
- (2) 大会開催期間は、平成27年11月28日（土曜日）です。
- (3) 2015年『Ene-1GP全国大会』参加者の応募期間は、平成27年10月6日（火）までとします。
- (4) 参加者は、大会当日までに主催者と所定の連絡を行うこととします。

第6条 出場規程と大会への申し込み

- (1) 大会出場車両の安全基準に関しては、『Ene-1GP全国大会』の競技規則、車両規則、車両規則に準拠することとします。
- (2) 上記規定が改定された場合は、最新のものに準拠します。
- (3) 大会への申し込みは、主催者が代理で行うことができます。

第7条 情報確認の義務

- (1) 参加者は、応募後から大会当日までの期間中に、本会事務局からの通知を熟読し、大会への参加方法や集合場所・時間等、大会の開催内容やルールなどの情報の把握に努めることとする。

第8条 禁止行為

- (1) 次の行為を禁ずる。
本規約に反する行為、大会申込内容に虚偽の申告があった場合、参加する大会への運営・提供を著しく阻害する行為、大会のルールに従わない行為、大会運営者や第三

者(他の参加者)の財産や権利、尊厳、プライバシーを侵害する行為、大会に関する情報を改竄流布する行為、大会を利用した営利を目的とする行為、法令または公序良俗に背く行為

第9条 提供文書の無断転載・複製・再配布の禁止

- (1) 営利・非営利目的を問わず、大会運営スタッフから参加選手へ提供される文書の、転載・複製・再配布を無断で行うことを禁じます。

第10条 参加者個人情報の取り扱い

- (1) 主催者は参加者及び参加チームの承諾を得ずして、参加者及び参加チームの登録情報を公開または利用することができることとします。またその際にはいかなる代価も参加者及び参加チームに支払う必要がないものとします。また、電話番号、都道府県・市町村より下の住所は公開しません。
- (2) 参加者及び参加チームの情報には、代表者、ドライバー等の参加者の氏名が含まれます。ただし、個人の電話番号、メールアドレス、都道府県・市町村より下の住所は公開しません。
- (3) ひとたびコンテンツ中に掲載された情報は、掲載中に参加選手が参加を辞退したとしても、削除・修正を行わない場合があります。
- (4) 広報活動・報道取材に対しまして応募者に告知することなく、公開される情報、写真その他を使用いたします
- (5) 主催者は参加者の情報を大会運営期間が過ぎても取り扱えることとします。
- (6) 名前・連絡先などの個人情報は、参加に際しての連絡、緊急連絡時や次回開催案内に使用するものです。主催者は、これらの個人情報をそれ以外の目的に使用したり、第三者に開示・提供することはありません。

第11条 免責事項

- (1) 主催者は、本大会参加に関わる全行動について参加者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 主催者は、本大会参加に関わる全行動について、引率者、ボランティア参加者が被ったいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 大会に関わる参加者間、もしくは第三者を巻き込んで起こるいかなる紛争についても主催者は一切関与せず、該当する参加者は自己の責任と負担によってこれを解決するものとします。
- (4) 主催者の運営ミスや運営トラブル以外の事柄(電子メールが通信途上で行方不明になったり、参加者の利用している通信環境・設備の問題など)によって参加者が被害を被ったとしても、主催者は一切責任を負わないものとします。

- (5) 大会参加に応募するにあたり、応募者は主催者および事務局の運営方法に従うもの
とします。また、その運営方法に対して異議申し立てなどを一切行わないものとしま
す。

第12条 本規約等の変更

- (1) 主催者は、参加者の承諾を要することなく、本規約等を予告・告知なしに追加もし
くは変更を行うことができるものとします。また、本大会の円滑な運営のために、必
要な対応を行うことができるものとします。
- (2) 本規約等に追加・変更のあった場合、主催者は直ちに電子メール、郵送等によって、
参加者に対しその内容を通知するものとします。

第13条 主催者および事務局

主催者：エコマラソン長野実行委員会

主催者：特定非営利活動法人CO2バンク推進機構

実行委員長：箕田大輔 副委員長：岡田学 事務局長：宮入賢一郎

事務局：特定非営利活動法人CO2バンク推進機構内に置く

第14条 その他

本規約は平成27年9月26日に制定する。

広く市民・県民のご理解とご協力・ご参加のもとで、燃費計測会やエコドライブ講習な
どを通じて、みんなで自動車の未来、モノづくりの楽しさ、そして地球環境の保全を考え
ていきましょう。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

エコマラソン長野実行委員会事務局